

保険料水準の統一について

R6. 8. 21

山都町 健康ほけん課

1. 熊本県国民健康保険運営方針の主な規定（保険料水準の統一関係）（pp. 3-4）
2. 今後の県との協議事項（p. 5）
（参考）保険料水準統一の概要（pp. 6-10）
3. 統一時期前の保険税率の独自見直しを見据えた取組計画について（p. 11）

1. 熊本県国民健康保険運営方針の主な規定（保険料水準の統一関係）

第1章 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法及びその平準化

2 財政収支の考え方

(3) 目標・取組

③ 赤字削減・解消計画の内容、目標年度の設定等

(略)なお、目標年度の設定に当たっては、適切な目標を定めて、計画的かつ段階的に取組を進めることとしますが、保険料水準の統一を見据え、遅くとも令和11年度(2029年度)までには赤字を解消することを目指した計画を策定することとします。(略)

第2章 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法及びその平準化

1 保険料水準の統一に向けた検討・取組

(3) 目標・取組

令和9年度(2027年度)に国保事業費納付金・標準保険料率算定ベースで統一し、令和12年度(2030年度)に実際の保険料率統一(完全統一)を目指します。また、統一に向け、次のとおり、検討・取組を進めます。

- ① 令和8年度(2026年度)までに全市町村が医療分及び後期分は3方式、介護分は2方式に統一します。
- ② 納付金の算定に当たって、各市町村の医療費水準を反映していますが、令和6年度(2024年度)から医療費指数反映係数 α を0.5とし、令和9年度(2027年度)からは α を0(ゼロ)とします。
- ③ 平成30年度(2018年度)の国保制度改革前から上昇した保険料について、一定割合を超える場合に行っていた激変緩和措置を段階的に縮小し、令和8年度(2026年度)までに終了します。
- ④ 保険料水準の統一に向けたロードマップを運営方針に位置づけます。(別紙)なお、当該ロードマップは、必要に応じ、市町村と協議した上で見直す場合があります。
- ⑤ 保険料水準の統一に係るワーキンググループ等を必要に応じ、設置・開催します。
- ⑥ 保険料水準の統一に係る被保険者への広報・周知について、県と市町村で連携して取り組みます。

2 標準的な保険料(税)算定方式

(3) 目標・取組

県内市町村において、令和8年度(2026年度)までに、算定方式や賦課限度額を県が示す方式・限度額に統一します。
また、応能割と応益割の賦課割合を令和9年度(2027年度)から、国が示す所得係数 β :1とします。(略)

1. 熊本県国民健康保険運営方針の主な規定（保険料水準の統一関係）

別紙

保険料水準の統一に向けたロードマップ



※本ロードマップは、必要に応じ、市町村と協議した上で見直す場合がある。

2. 今後の県との協議事項

1. 保険料水準の統一に係る令和6年度優先協議事項等アンケート結果

調査項目	複数市町村から回答があった項目 ※括弧内は回答市町村数
①ロードマップ<項目別>(案)に記載があり、令和6年度に優先的に協議したい項目	保険料(税)率改正のスケジュール・目標(予想)保険料(税)率等(11)、保健事業の取扱い(5)、収納率の向上(4)、医療費適正化インセンティブ(4)、医療費水準の平準化(3)、市町村向け公費の取扱い(3)、減免基準の統一(3)、地方単独事業の整理(2)、保険料(税)算定方式(2) ※1など ※1:子ども・子育て支援金の算定方式など
②ロードマップ<項目別>(案)に記載がないが、協議が必要と考える項目	広報の時期・方法(2)

2. 検討部会・連携会議での協議について

⇒ 前記1のアンケートで複数の市町村から回答があった項目について、優先的に協議を行う

※状況(必要性)に応じて、上記以外の項目についても検討・協議を行う

3. 各部会での協議事項(予定)

【1部会】激変緩和措置(※)、医療費適正化インセンティブ、標準的な収納率による調整、市町村向け公費の取扱い、保険料(税)減免基準の統一、地方単独事業の整理、保険料(税)算定方式など

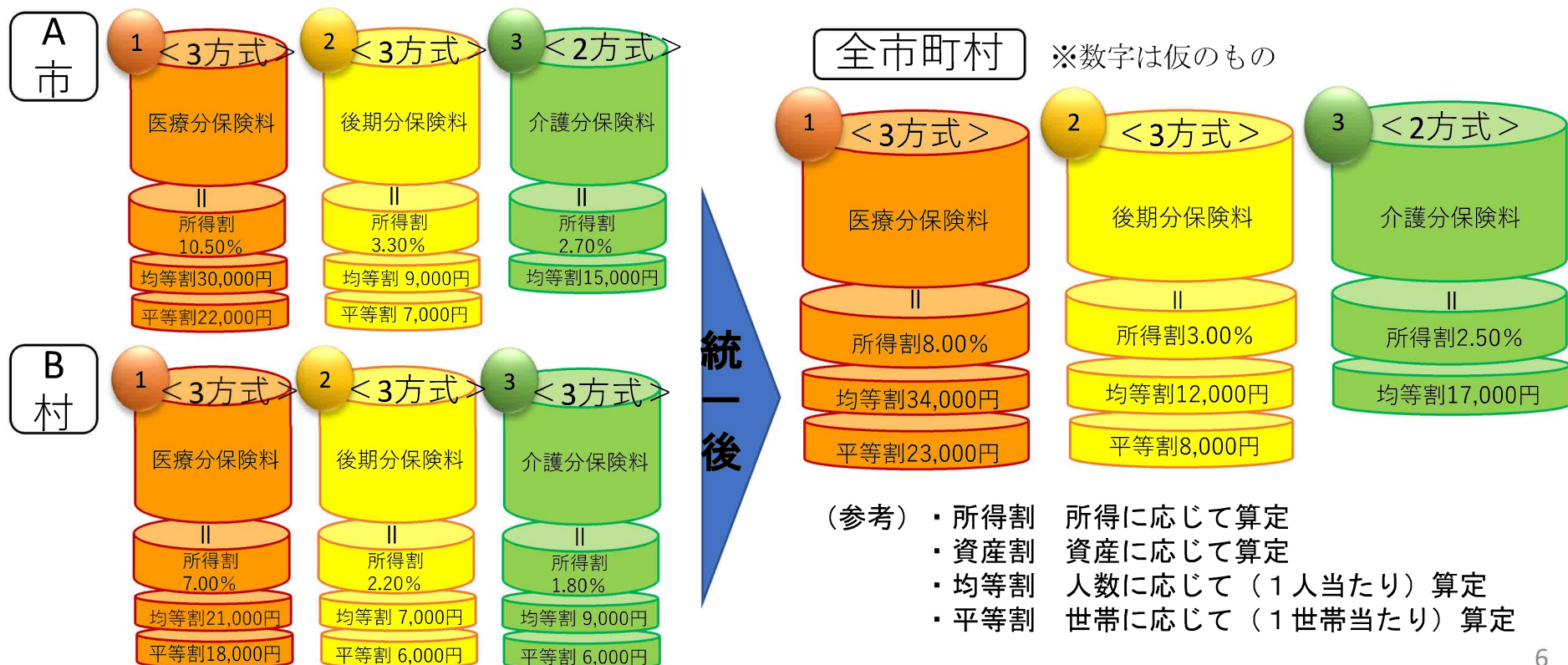
※第1回連携会議で協議事項として提案あり

【2部会】一部負担金減免基準の統一

【3部会】保健事業費等の取扱い

1 保険料水準の統一とは

- 都道府県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料(税)とすること(=完全統一)。
- 次期運営方針改定案では、「令和12年度(2030年度)に実際の保険料率統一(完全統一)を目指す」ことを明記。



1 保険料水準の統一とは



(例) 家族4名(夫婦2名、子ども2名) 課税所得300万円の場合

※ 固定資産はゼロ、夫婦はともに介護第2号被保険者該当で子どもは小学生とする。

※ 令和5年度に完全統一した場合の試算結果を基に算定。

【統一前】 ○ A市の場合 家族4名分の年間国保料 約71万円

(参考)

医療分保険料 所得割 $300\text{万円} \times 10.50\%$ + 均等割 $30,000\text{円} \times 4\text{人分}$ + 平等割 22,000円

後期分保険料 所得割 $300\text{万円} \times 3.30\%$ + 均等割 $9,000\text{円} \times 4\text{人分}$ + 平等割 7,000円

介護分保険料 所得割 $300\text{万円} \times 2.70\%$ + 均等割 $15,000\text{円} \times 2\text{人分}$

○ B村の場合 家族4名分の年間国保料 約49万円

(参考)

医療分保険料 所得割 $300\text{万円} \times 7.00\%$ + 均等割 $21,000\text{円} \times 4\text{人分}$ + 平等割 18,000円

後期分保険料 所得割 $300\text{万円} \times 2.20\%$ + 均等割 $7,000\text{円} \times 4\text{人分}$ + 平等割 6,000円

介護分保険料 所得割 $300\text{万円} \times 1.80\%$ + 均等割 $9,000\text{円} \times 2\text{人分}$ + 平等割 6,000円

約22万円の差

保険料水準統一

【統一後】 ○ 全市町村 家族4名分の年間国保料 約65万円

(参考)

医療分保険料 所得割 $300\text{万円} \times 8.00\%$ + 均等割 $34,000\text{円} \times 4\text{人分}$ + 平等割 23,000円

後期分保険料 所得割 $300\text{万円} \times 3.00\%$ + 均等割 $12,000\text{円} \times 4\text{人分}$ + 平等割 8,000円

介護分保険料 所得割 $300\text{万円} \times 2.50\%$ + 均等割 $17,000\text{円} \times 2\text{人分}$

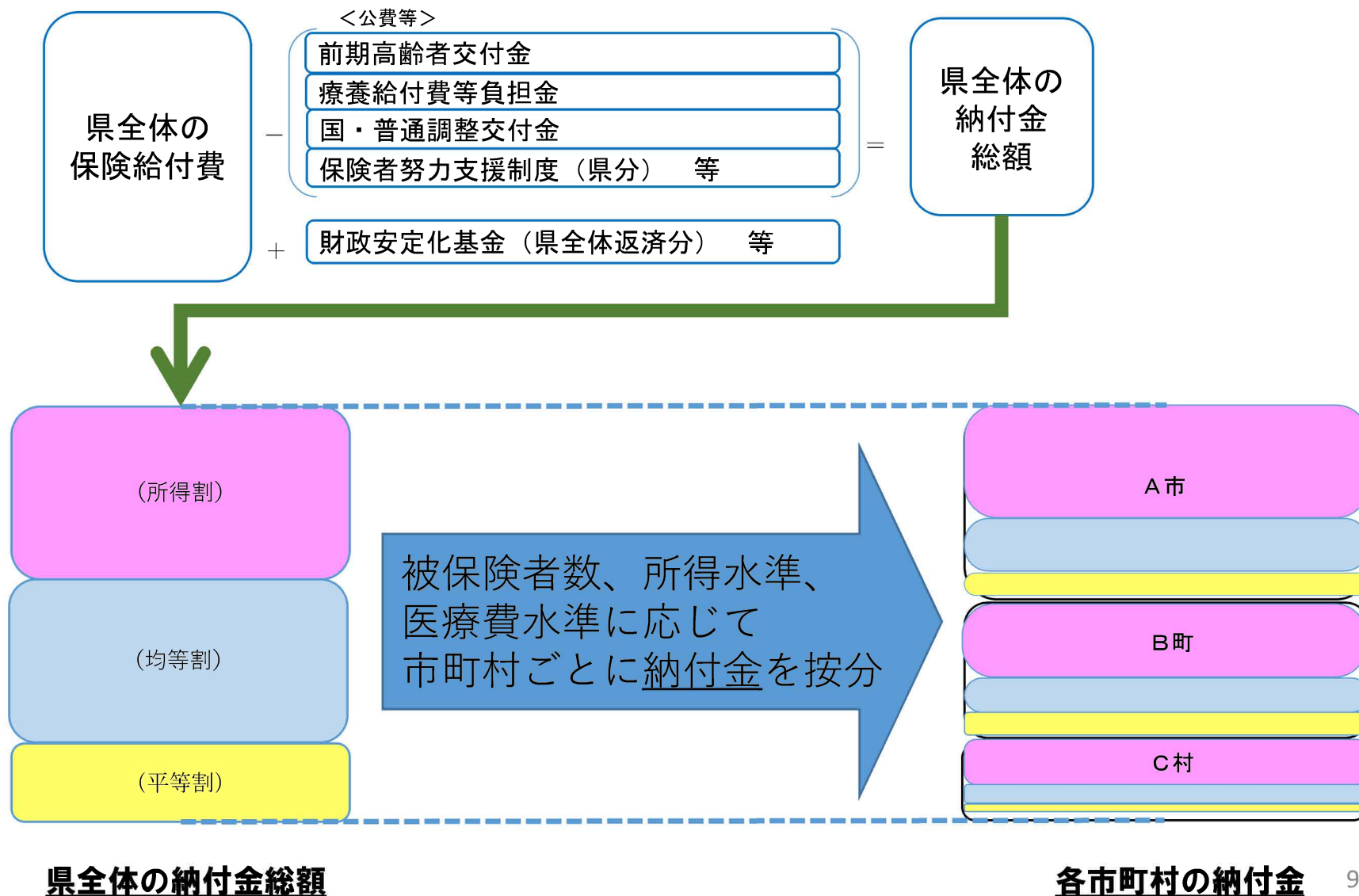
⇒ 県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、世帯構成であれば
同じ保険料(税)を支払う。

2 目的

- ・ 都道府県内のどこに住んでいても、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、医療提供体制に地域差はあるものの、同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられる（被保険者間の公平性確保）。
 - ・ 保険料水準の統一を進めることで、市町村ごとの医療費水準を保険料に反映させないこととなり、特に小規模な保険者において、高額な医療費が発生した場合の年度間の保険料（税）の変動を抑えることができる（保険料変動の抑制）。
- ※ 保険料水準の統一は、国が推進しているとともに、各都道府県においても統一に向けた検討が進められており、全国的な流れとなっている。

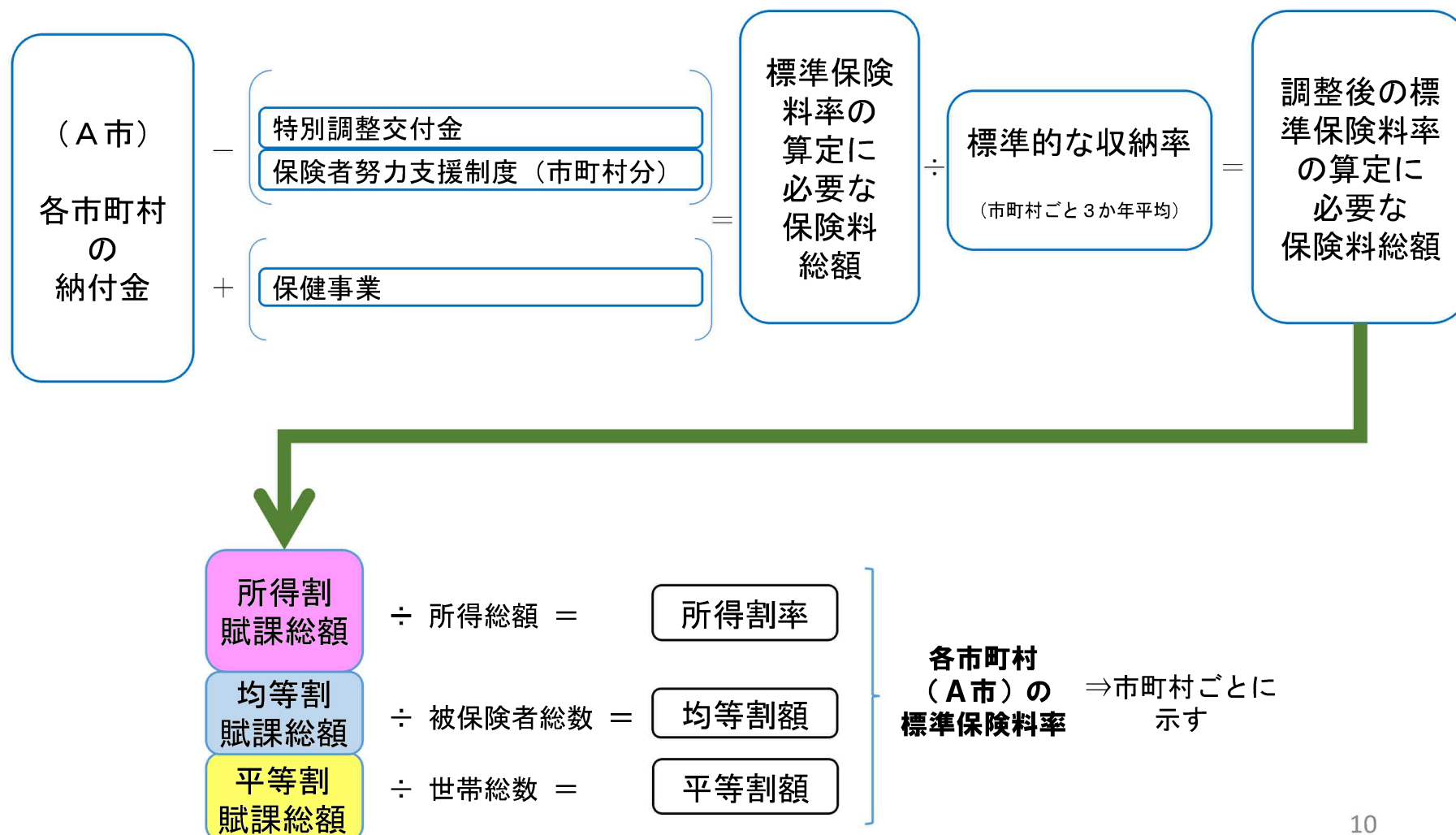
(参考) 国保事業費納付金及び標準保険料率の算定の仕組み

① [国保事業費納付金の算定]



(参考) 国保事業費納付金及び標準保険料率の算定の仕組み

② [標準保険料率の算定]



3. 統一時期前の保険税率の独自見直しを見据えた取組計画について

【現状・課題】

- ① 統一を巡って検討すべき課題及び統一後の保険料(税)率に対する懸念について、市町村間で様々な意見があることから、一層の個別具体的な県との協議を加速させるべきである。
- ② 令和9年度から事業費納付金算定ベースで統一される(医療費水準反映係数 $\alpha=0$)。係数改定による納付金の額又は標準保険料率への影響を予測し、今後の国保財政の見通し及び保険税率の改定時期(統一前)等についての考察に着手したい。

【令和6年度の取組計画】

内容	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R8・R9事業費納付金及び標準保険料率の試算(予測)		←	分析	→	←	試算(予測)	→	
影響分析及び税率改定計画作成				←	モデル世帯比較分析	→	←	計画作成
R7事業費納付金の算定		県調査	県調査	仮算定	県調査	本算定		納付金決定
取組の進捗報告、協議等	運営協議会	←	厚生常任委員会等	→			運営協議会	